

## 令和6年度分 小平市立テニスコート定期利用団体登録について (募集要領)

この度、令和6年度にテニスコートのご利用を希望する定期利用の団体登録申込みの受付を開始しますので、下記をご確認の上、登録の手続きをお願いします。

今回受付する登録期間は、令和6年4月1日(月)～令和7年3月31日(月)までの1年間となります。

なお、団体登録の手続きに関するお問合せは、小平市文化スポーツ課へお願いします。

### 記

#### 1 定期利用団体が予約利用できるテニスコート及び利用時間

##### (1) 利用できるテニスコート

- ① 天神テニスコート (A・Bコート)
- ② 上水公園テニスコート (A・B・Cコート)
- ③ 中央公園テニスコート (A・Bコート)

##### (2) 利用できる時間(区分)

- ① 午前Ⅰ … 午前 9時 ～ 午前11時
- ② 午前Ⅱ … 午前11時 ～ 午後 1時
- ③ 午後Ⅰ … 午後 1時 ～ 午後 3時
- ④ 午後Ⅱ … 午後 3時 ～ 午後 5時

##### (3) 留意事項

- ① 月～金(祝日を除く)のみのご利用となります。
- ② 夜間Ⅰ・夜間Ⅱの時間区分の予約はできません。
- ③ 天神テニスコート及び上水公園テニスコートは、11月16日～1月31日までの期間中の午後Ⅱ(利用時間)では、コート使用料の他に照明料1時間分(200円)が加算されます。
- ④ 中央公園テニスコートのみ、11月16日～1月31日までの期間の午後Ⅱは、午後3時～午後4時(1時間)のご利用となります。
- ⑤ 各団体間で利用希望に重複がある場合は、年間カレンダーを考慮し調整します。

#### 2 団体登録の条件

次の(1)～(3)の全ての項目に該当する団体となります。

- (1) 団体の構成が18歳以上の10人以上の団体であり、小平市内在住・在勤・在学者の構成割合が80%以上であること。
- (2) 団体活動として、利用コート及び曜日・時間等を定め、定期的な利用ができること。
- (3) 活動日(利用日)が休日を除く月曜日から金曜日までの午前9時～午後5時の間であること。

### 3 団体登録の方法

#### (1) 登録方法

登録に必要な書類（5種類）を整えて、申込み先へ提出してください。

なお、指定様式などについては、小平市ホームページ（<http://city.kodaira.tokyo.jp>）よりダウンロードできます。

<登録に必要な書類>

- ① 小平市立体育施設定期利用団体登録申込書 (指定様式)
- ② 団体会則 (参考様式あり)
- ③ 会員名簿 (参考様式あり)
- ④ 市外居住者（在勤者・在学者）名簿 (参考様式あり)
- ⑤ 令和6年度定期利用団体年間予定表 (指定様式)

#### (2) ①申込み先：小平市民総合体育館（1階・受付窓口）のみ

住所：小平市津田町1-1-1 電話：042-343-1611

#### ②申込み期間：令和6年1月4日（木）～1月20日（土） 締切厳守

受付時間：午前8時30分～午後5時まで

#### (3) その他（特記事項）

- ① 締切後の登録手続きの対応は施設に空きのある場合のみ受付します。
- ② 1人が複数の団体の構成員になることはできません。
- ③ 団体登録の内容は、各種問合せに対して公開します。公開する内容は、団体名・活動場所・時間・代表者および連絡先1に指定の方の氏名・電話番号になります。
- ④ 1団体が定期利用できるのは、1週間に1面2時間です。ただし、構成員が多い等の理由がある場合は提出していただいた登録申込書をもとに調整します。
- ⑤ 申込み受付期間以降、年間予定表の日程変更はできません。
- ⑥ 昨年度以前から登録がある団体は、今回の申請で代表者名が新しい方に更新されます。現段階で代表者名を変更されたくない団体は、前回と同じ代表者名をご記入下さい。また、後日変更をご希望される際に、再度新たな代表者名の定期利用団体登録申込書をご提出下さい。

### 4 予約取消について

近年、定期利用団体の予約取消が散見されます。一般利用に先駆けた優先予約ですので、取消が生じないように日程を組んでください。

### 5 年間予定表の送付について

年間予定表の調整結果は、登録申込書記載の代表者へ2月上旬頃送付いたします。

### 6 団体登録、手続きに関するお問合せ

小平市地域振興部文化スポーツ課（市役所1階）

小平市小川町2-1333

電話 042-346-9612（直通）

問合せ時間は、祝日を除く月曜日～金曜日の午前8時30分～午後5時まで。

※ 文化スポーツ課での登録申込書類の受付はしていません。